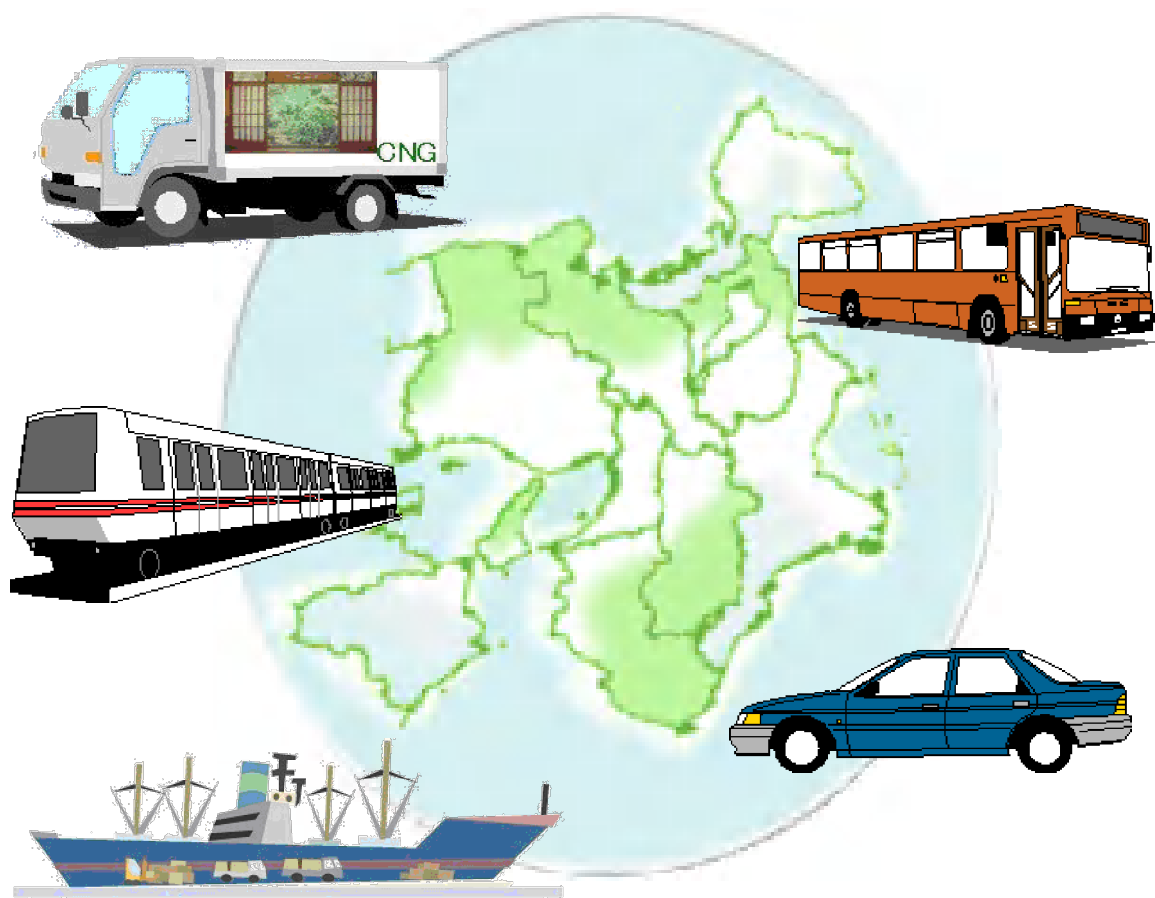


平成20年度
交通環境対策アクションプラン



近畿運輸局
神戸運輸監理部

目 次

まえがき	1
平成20年度交通環境施策の新規重点事項	1
交通環境対策の4本の柱	2
I. 地球温暖化問題への取り組み	3
1. 自動車交通対策	3
(1) 低公害車の普及等	3
①自動車グリーン税制の活用	
②近畿低公害車導入促進協議会による普及啓発活動の推進	
(2) 交通流対策	5
①連続立体交差化事業の推進	
2. 環境負荷の小さい交通体系の構築	5
(1) 公共交通機関の利用促進	5
①地域の公共交通の活性化・利用円滑化	
1) 地域公共交通の活性化・再生の推進	
2) 公共交通活性化総合プログラムの策定	
3) 自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業の推進	
②国土交通省環境行動計画モデル事業（ESTモデル事業）の支援	
③低炭素地域づくり面的対策推進事業の推進	
④交通バリアフリー施策の推進	
1) 旅客施設、バス車両等のバリアフリー化	
2) 基本構想策定支援	
3) 交通バリアフリー教室の開催	
4) 交通のバリアフリー化に貢献のあった方々に対する顕彰制度の創設	
⑤「交通と環境」をテーマとする交通アドバイザー会議の開催	
(2) モビリティ・マネジメントの推進	8
①モビリティ・マネジメント施策（MM施策）の推進	
②エコ通勤の推進（職場交通マネジメントの推進）	
(3) モーダルシフト、物流の効率化等	10
①グリーン物流の推進	
②流通業務総合効率化事業の推進	
③都市内物流効率化施策の推進	
④物流効率化を支える人材育成の推進	
⑤物流効率化にかかる調査及び事業	
(4) 環境に優しい事業運営の推進	10
①運送事業者のグリーン経営の推進	
②EMS（エコドライブ管理システム）の普及・支援	
③自動車整備事業者等に対する顕彰	
④優良自動車運送事業者に対する顕彰	
⑤スーパーエコシップ等のエネルギー使用合理化船舶導入の推進	
⑥環境対策支援セミナーの開催	

(5) 交通分野での環境保全に貢献のあった方々への顕彰制度の創設	11
(6) 総合学習等による啓発活動の推進	12
①総合学習講座及び出前講座	
1) 近畿運輸局の取組	
2) 神戸運輸監理部の取組	
②エコドライブの啓発	
3. 輸送分野におけるエネルギー使用の合理化の推進	14
(1) 改正省エネルギー法による省エネ対策の推進	14
II. 大気汚染問題への取り組み	15
1. CNGトラック・バス等の導入促進	15
(1) 低公害車普及促進対策費補助制度等による導入促進	15
(2) CNGスタンドの設置及び利用促進	17
(3) 普及啓発活動の推進	17
2. 自動車NO _x ・PM法に基づく事業者指導の実施	17
3. ディーゼル車の点検の実施等	19
(1) ディーゼルクリーン・キャンペーンの実施	19
(2) 市民黒煙モニター制度の活用	19
4. 街頭検査の実施	20
5. 国道43号等の沿道における環境改善	20
(1) 尼崎地区ディーゼル車排ガスクリーンキャンペーンの実施	20
(2) 迂回運行の要請	20
(3) 幹線沿道交通環境改善促進に向けた取り組み	20
6. 船舶からの大気汚染物質の排出規制業務の円滑な実施	20
III. 循環型社会の形成に向けた取り組み	22
1. 自動車リサイクルの円滑な推進	22
(1) 自動車登録関係業務の円滑な実施	22
(2) 自動車整備事業者における対応	22
①自動車整備におけるリサイクル部品の利用促進	
②自動車分解整備事業者等に対する業者登録の指導	
2. FRP船リサイクル	23
①FRP船リサイクルの啓発活動	
IV. 海洋汚染対策・プレジャーボート関係環境対策	24
1. 海洋汚染問題への取り組み	24
①ポートステートコントロール（PSC）の強化	
②海洋汚染防止設備の立入検査の実施	
③廃油処理事業者への指導	
④油濁防止管理者養成講習の実施	
⑤入港外航船舶へのPI保険加入状況の確認及び立入検査等の実施	
2. プレジャーボート関係環境対策	25

まえがき

平成20年度（2008年）は、1997年に締結された京都議定書の第一約束期間の開始の年であり、我が国はCO₂の排出量を基準年である1990年に対して、2008年から2012年の間に6%削減することを求められています。また2013年以降の削減計画となるポスト京都議定書においては、更なる削減が求められる状況となっています。こうした削減目標を達成するため、近畿運輸局及び神戸運輸監理部では、交通関係の削減対策についての推進が求められています。

今年は北海道洞爺湖において主要国首脳会議（G8サミット）が開催されますが、会議の重要課題の一つとして地球温暖化問題が取り上げられる予定であり、また、サミットに先立ち各地で開催されるG8関連会合の一つである環境大臣会合が5月に神戸で行われます。

これらのことから、今年度は環境に対してより多くの国民の関心が向けられる年となると考えられます。近畿運輸局及び神戸運輸監理部では、国民の期待に応えるため近畿地域における交通環境問題に対して真摯に向き合い、関係自治体、関係団体等と連携して取り組んでいきます。

なお、今回の平成20年度交通環境対策アクションプランについては、個別の施策について未確定の事項があります。それらの施策については、今後、決定次第順次公表いたします。

平成20年度交通環境施策の新規重点事項

1. 「地球にエ〜コ（よい子）♪“エコ交通”2008」キャンペーンの実施

交通に係る環境改善をより一層促進させるため、年間を通じて近畿地区の幅広い層を対象に、交通環境の改善のための行動を働きかけるイベントやプロジェクトを展開します。

2. 交通分野での環境保全に貢献のあった方々への顕彰制度の創設

交通関係における環境対策の一層の進展を図るため、交通分野における環境保全に著しく貢献のあった方々に対して、近畿運輸局長及び神戸運輸監理部長による表彰を行います。

3. 低炭素社会に向けた公共交通機関の利用促進のための新たな取り組みの展開

地域の公共交通の活性化、利便性向上に向けた取組に対し、新たに「地域公共交通の活性化及び再生事業」、「低炭素地域づくり面的対策推進事業」等の制度による総合的な支援を行い、自動車利用の抑制と公共交通機関の一層の利用促進を図ります。

4. エコ通勤の推進

環境負荷の軽減や公共交通機関への利用転換を図るため、「エコ通勤」の推進に向けて、自治体及び事業所への積極的な支援を行います。

5. 新たな協議会を通じた黒煙ゼロの街づくりの推進

CNG車普及促進モデル事業指定地域を拡大し、集中的・計画的なCNG車の普及を推進します。また、近畿一円の黒煙ゼロの街づくりをめざし、実施エリアの拡大を図るため平成20年3月に設置した「近畿黒煙ゼロ推進連絡協議会」を通じ、自治体・企業等と情報交換を図りながら推進します。

交通環境対策の4本の柱

近畿運輸局及び神戸運輸監理部では、交通環境対策として、以下の4本の柱を軸に「近畿における交通環境対策アクションプラン」を策定し、積極的に取組を展開します。

地球温暖化問題への取組

- ・低公害車の普及等
- ・連続立体交差化事業の推進
- ・地域の公共交通の活性化・利用円滑化
- ・ESTモデル事業の支援
- ・低炭素地域づくりの推進
- ・交通バリアフリーによる公共交通利用促進
- ・エコ通勤の推進
- ・グリーン物流の推進
- ・環境に優しい事業運営の推進
- ・総合学習等による啓発活動の推進
- ・改正省エネルギー法による省エネ対策の推進



大気汚染問題への取組

- ・CNGトラック・バス等の導入促進
- ・近畿一円に広がる黒煙ゼロの街づくりの推進
- ・NOx・PM法に基づく事業者指導の実施
- ・ディーゼル車の点検の実施等
- ・街頭検査の実施
- ・国道43号等の沿道における環境改善
- ・船舶からの大気汚染物質の排出規制業務の円滑な実施



循環型社会の形成に向けた取組

- ・自動車リサイクルの円滑な推進
- ・FRP船リサイクルの普及啓発



海洋汚染対策・プレジャーボート関係環境対策

- ・海洋汚染問題への取組の実施
- ・プレジャーボート関係環境対策の推進



I. 地球温暖化問題への取り組み

I. 地球温暖化問題への取り組み

地球温暖化は全世界的な問題であり、早急な対策が必要である。

京都議定書目標達成計画（平成 17 年 4 月策定、平成 20 年見直し予定）及び地球温暖化対策推進大綱（平成 14 年 3 月）等に基づき、運輸部門においても CO₂ の削減が必要となっている。

このため、自動車グリーン税制の活用等により、低公害車の普及促進を図るとともに、公共交通機関の利用促進及びモーダルシフト、物流の効率化等の施策の推進により、環境負荷の小さい交通体系の構築を目指す一方、平成 18 年 4 月 1 日に施行された「エネルギー使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律」（改正省エネルギー法）に基づき、エネルギー使用の合理化を図る。

1. 自動車交通対策

(1) 低公害車の普及等

＜近畿地区における低公害車導入目標＞

国土交通省、経済産業省及び環境省は、平成 13 年 7 月に「低公害車開発普及アクションプラン」を策定し、平成 17 年度末までに全国で 1,000 万台以上の低公害車を普及させることを目標とした。これを受けて、近畿地区（近畿 2 府 4 県及び福井県）においては 150 万台以上を目標として「近畿低公害車導入促進協議会」を中心に普及活動に努めた結果、同年度末の低公害車保有車両数は約 190 万台を記録し目標を達成した。

同協議会では、さらに低公害車の普及を推進するため、平成 18 年 6 月の総会において、短期目標として平成 18 年度末に 230 万台、中期目標として平成 20 年度末に 300 万台の近畿地区の低公害車導入目標を設定し、普及活動を展開してきたところであるが、平成 18 年度末の実績は 223 万台と短期目標に僅かに及ばず、6 ヶ月遅れて平成 19 年 9 月末に達成することが出来た。今後も、目標の達成に向けて普及活動を強化していく必要がある。

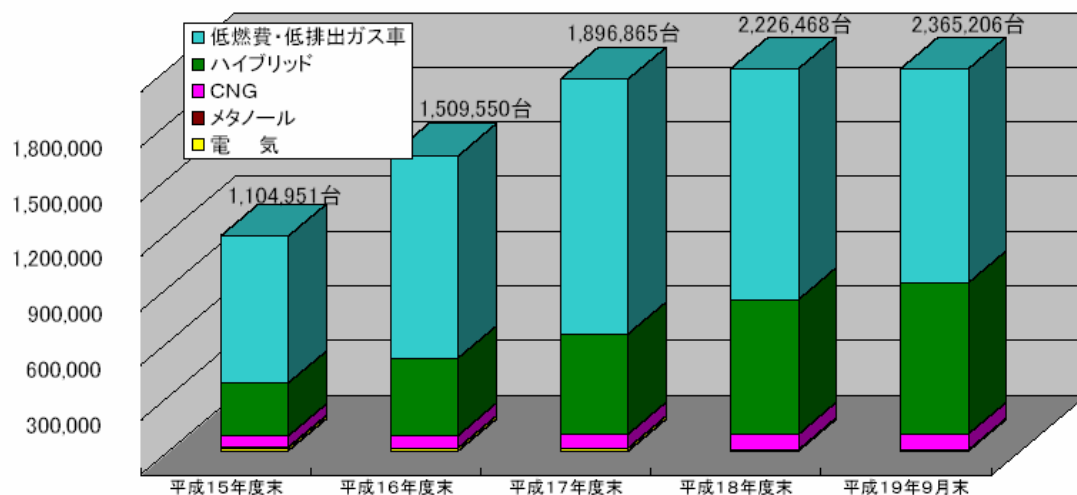
低公害車

低公害車には次の種類がある。（低燃費かつ低排出ガス認定車を含む）

電気自動車 ・排出ガスはゼロ ・航続距離が短い ・軽自動車を中心に普及 ・充電スタンドが必要 	燃料電池自動車 ・水素と酸素の化学反応により発電し、原理的には水のみを排出する環境に優しい究極の低公害車 ・水素スタンドが必要 	圧縮天然ガス（CNG）自動車 ・粒子状物質（PM）は排出せず、窒素酸化物（NOx）は7割以上低減 ・バス・トラックを中心に普及 ・天然ガススタンドが必要 	メタノール自動車 ・粒子状物質（PM）は排出せず、窒素酸化物（NOx）は5割以上低減 ・トラックを中心に普及 ・メタノールスタンドが必要 	ハイブリッド自動車 ・内燃機関とモーターの2つの動力源を持つ ・ディーゼルを内燃機関とするハイブリッドバス・トラックにあってはNOx・PMとも減少 ・新たなインフラ整備の必要がない ・乗用車、バス、トラックに普及 
--	---	---	--	--

I. 地球温暖化問題への取り組み

近畿地区(福井県を含む)における低公害車数の推移



自家用車・事業用車

単位: 台

	平成15年度末	平成16年度末	平成17年度末	平成18年度末	平成19年9月末
電気	178	173	164	77	71
メタノール	2	0	0	0	0
CNG	4,011	4,582	5,148	5,627	5,743
ハイブリッド	19,451	28,331	36,626	49,249	55,389
低燃費・低排出ガス車	1,094,894	1,498,874	1,885,466	2,214,407	2,352,802
近畿計	1,104,951	1,509,550	1,896,865	2,226,468	2,365,206

※ハイブリッドには低燃費かつ低排出ガス認定車以外も含むため、合計値は一致しない。

① 自動車グリーン税制の活用

低燃費かつ低排出ガス車認定制度及び自動車グリーン税制を活用して、低公害車の普及促進を図る。

グリーン化(自動車税)及び低燃費かつ低排出ガス車に係る特例措置(自動車取得税)

(平成20年度政府案)

軽課
・
軽減

適用期間: 平成20年4月1日～平成22年3月31日

対象: ①電気自動車(燃料電池自動車を含む)、一定の排出ガス性能を満たすCNG自動車

→ 自動車税: 概ね50%軽減

→ 自動車取得税: 低公害車特例により軽減(税率で、1.8～2.7%軽減)

(低公害車特例適用期間: 平成19年4月1日～平成21年3月31日)

②ガソリン乗用車等であって、一定の基準を満たしたもの

→ 自動車税の軽減・自動車取得税の軽減は以下の表による

<軽減・軽減対象等>

	平成22年度燃費基準 +15%達成車	平成22年度燃費基準 +25%達成車
 (注1)	(自動車税) 税率を概ね25%軽減 (自動車取得税) 取得価格から15万円控除	(自動車税) 税率を概ね50%軽減 (自動車取得税) 取得価格から30万円控除

(注1) ☆☆☆☆車: 平成17年排出ガス基準から75%以上低減した乗用自動車等

重課

対象: 車齢11年超のディーゼル車、車齢13年超のガソリン車

重課: 自動車税: 概ね10%重課(低公害車、一般乗合バスを除く)

I. 地球温暖化問題への取り組み

② 近畿低公害車導入促進協議会による普及啓発活動の推進

近畿低公害車導入促進協議会（構成員：国、地方自治体、関連団体、エネルギー供給者等）において低公害車の普及・啓発活動、導入促進を図るとともに、自治体等の開催する環境啓発イベントに積極的に参画し、各種ツールにより低公害車を広く一般にPRする。

(2) 交通流対策

① 連続立体交差化事業の推進

引き続き連続立体交差化事業を推進し、踏切の除去により周辺道路の渋滞緩和を図る。

路線名	事業区間		除去予定 踏切数	完成年度
	区間名	キロ数		
近鉄 奈良線	八戸ノ里～瓢箪山	3.3km	9箇所	23年度
南海 本線	北助松～忠岡	2.4	8	19（※1）
本線	井原里～羽倉崎	3.0	9	21
本線	浜寺公園～北助松	3.1	13	21
高師浜線	羽衣～伽羅橋	1.0		
阪神 本線	住吉～芦屋	4.0	11	27
JR 西 山陽線	姫路駅付近	6.63	7	22
関西線	奈良駅付近	3.49	6	22
北近畿タンゴ鉄道 宮福線	厚中問屋～福知山	1.2	3	20

注：※1については期間を延長

2. 環境負荷の小さい交通体系の構築

(1) 公共交通機関の利用促進

深刻化する都市の交通渋滞を緩和し、交通環境負荷を低減する等交通分野における諸問題を解決するため、マイカーから鉄道、バス等の公共交通機関への利用転換を促進するための取り組みを推進する。

① 地域の公共交通の活性化・利用円滑化

地域再生の推進、急速な人口減少・高齢社会の到来、地球規模の環境問題といった我が国の主要な課題に的確に対応するとともに、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」のユニバーサルデザインの考え方に基づく国民生活の質の向上を図るため、公共交通の維持、利便性向上等による公共交通の活性化・利用円滑化に向けた取組に対する総合的な支援を実施する。

1) 地域公共交通の活性化・再生の推進

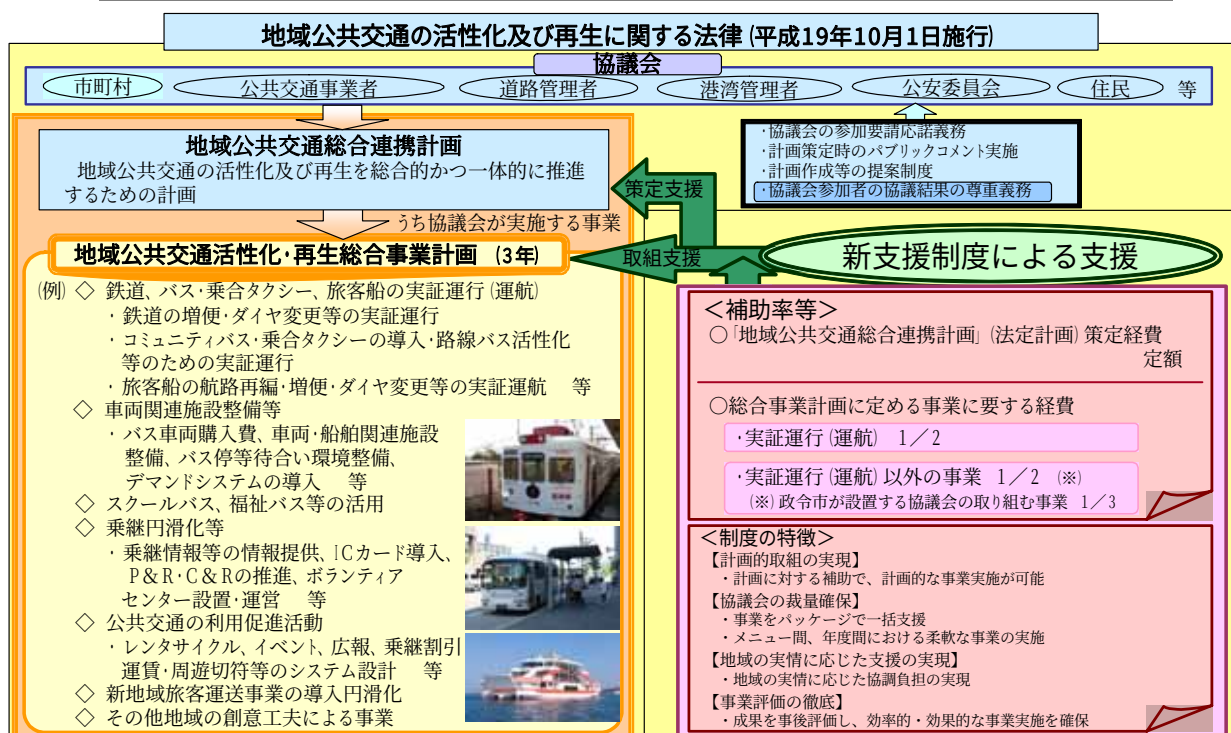
地域の関係者が地域公共交通について総合的に検討し、地域のバス交通の活性化や地方

I. 地球温暖化問題への取り組み

鉄道の活性化など地域住民の移動手段の確保、都市部におけるLRT（次世代型路面電車システム）やBRT（高次機能バスシステム）の導入やバスの定時性・速達性の向上、乗継ぎの改善等、地域公共交通のあらゆる課題に対して、当該地域にとって最適な公共交通のあり方について合意形成を図り、合意に基づき各主体が責任を持って推進する取組みに対して地域公共交通活性化・再生総合事業等により総合的に支援する。

なお、近畿運輸局管内では、本年1月の京都府丹後地域（宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町）をはじめ、3月末までに13地域において地域公共交通総合連携計画が策定されている。

地域公共交通活性化・再生総合事業



2) 公共交通活性化総合プログラムの策定

地域交通について専門的知見を有する地方運輸局が主体となって地域住民、NPO、交通事業者、地方自治体など関係者間でコンセンサスづくりを行い、その具体化、実現を図る「公共交通活性化総合プログラム」の策定を推進する。

3) 自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業の推進

バスの利便性を向上させて、その利用を促進し、自家用車と公共交通機関のバランスのとれた交通体系を確立することにより、都市における自動車交通の安全性の向上を促進する。

ア. ノンステップバス導入

イ. PTPS（公共車両優先システム）用光学式車載機の導入

ウ. ICカードシステムの導入

エ. バスロケーションシステムの整備

オ. バス施設等・システム整備等

I. 地球温暖化問題への取り組み

② 国土交通省環境行動計画モデル事業（E S Tモデル事業）の支援

自家用自動車から公共交通機関への利用転換を推進するため、環境の切り口から意欲ある者の取り組みに対して、関係省庁と連携を図りつつ、一定の地域において、集中的かつ効果的な支援を行い、かつ、その効果を検証するモデル事業「国土交通省環境行動計画モデル事業（E S Tモデル事業等）」を実施してきたが、平成20年度においても、5自治体が設置した協議会に参画し事業推進を図る。（※E S T：環境に配慮した持続可能な交通体系）

< E S Tモデル事業（平成20年度継続分） >

- ・兵庫県：尼崎西宮臨海部における環境にやさしい交通基盤・システムの構築モデル事業
- ・大阪市：大阪市における環境負荷の少ない都市内移動システムの確立
- ・豊中市：豊中市における人と街に優しい持続可能な交通をめざしてーとよなか夢創（輸送）プランの推進ー
- ・和泉市：和泉市における市民、事業所、学校、行政団体等が協働する環境負荷の少ない交通マネジメント推進事業
- ・神戸市：神戸市の都心周辺部におけるMM（モビリティ・マネジメント）を中心とした持続可能な交通体系の確立

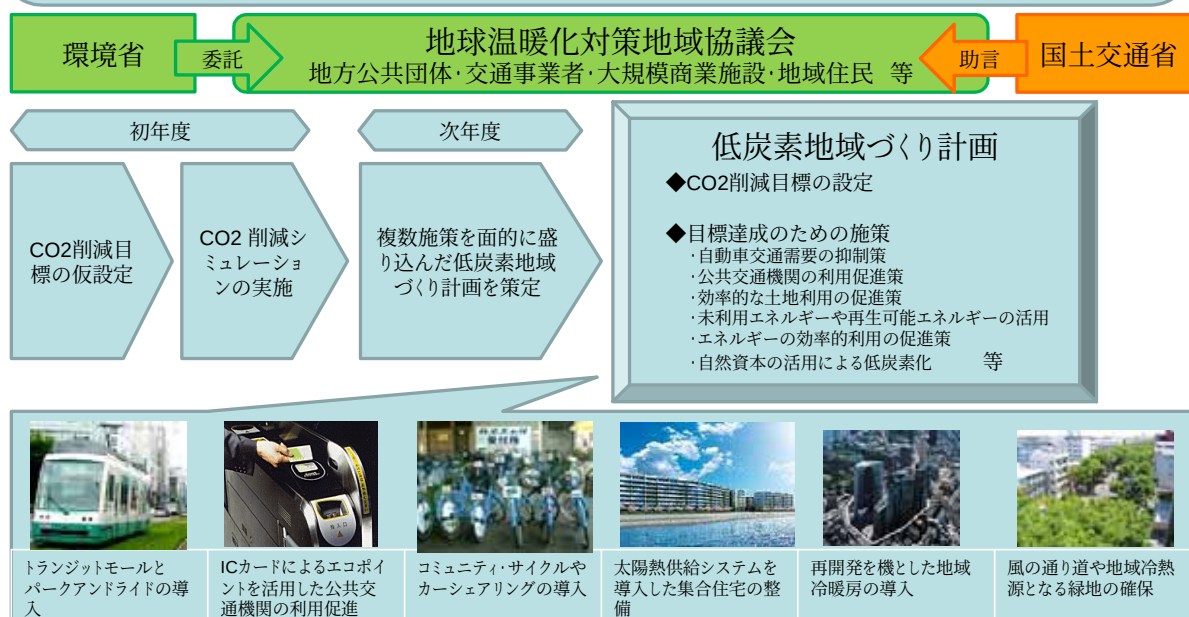
③ 低炭素地域づくり面的対策推進事業の推進

環境省と連携して、公募により選定された地域において、自動車交通利用の抑制、公共交通の利用促進等に必要な対策群を面的に実施するためのシミュレーションを通じ、実効性の高い低炭素地域づくり計画の策定を支援する。

低炭素地域づくり面的対策推進事業

【目的】 自動車交通需要の抑制、公共交通の利便性の向上、未利用エネルギーや自然資本の活用により、低炭素社会のモデルとなる地域づくりを実現する。

- ー 拠点集約型地域・都市構造の構築
 - ◆ 鉄道駅、中心市街地に都市機能を集約化
 - ◆ 渋滞解消のための道路整備から自動車交通需要の抑制
 - ◆ 公共交通機関、自転車利用の促進等
- ー 未利用エネルギー、再生可能エネルギーの導入等、市街地再編に併せて徹底的に低炭素化



I. 地球温暖化問題への取り組み

④ 交通バリアフリー施策の推進

平成 18 年 12 月 20 日に施行されたバリアフリー新法に基づき、旅客施設、道路、建物等の一体的・総合的な取り組みを進める。

1) 旅客施設、バス車両等のバリアフリー化

交通事業者による鉄軌道駅等の旅客施設、バス車両等のバリアフリー化をより一層推進する。

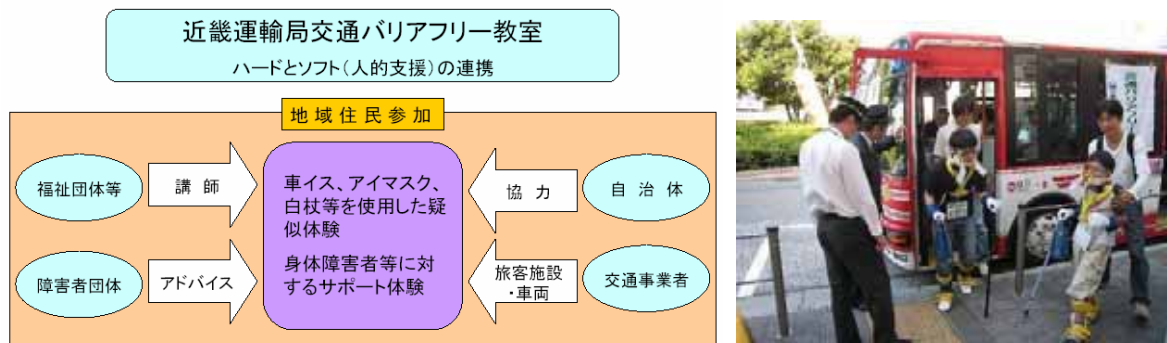
なお、鉄軌道駅については、交通施設バリアフリー化設備整備費補助金等により、エレベータの設置等によるバリアフリー化を推進する。また、バリアフリー新法に基づく基本方針に定められている整備目標年の平成 22 年までに、順次、鉄道事業者との調整、ならびに関係自治体との連携を図りながら整備を促進していく。

2) 基本構想策定支援

市町村における基本構想策定協議会への参画等により、基本構想策定を積極的に支援する取り組みを進める。

3) 交通バリアフリー教室の開催

高齢者・障害者等の疑似体験、介助体験等を通じて、身体の不自由な方をサポートする「心のバリアフリー」を広げるため、近畿全府県で交通バリアフリー教室を開催する。



4) 交通のバリアフリー化に貢献のあった方々に対する顕彰制度の創設

バリアフリー化に関する優れた取り組みを広く普及させるとともに、これらの諸活動を奨励するため、近畿運輸局長及び神戸運輸監理部長によるバリアフリー化推進功労者表彰を行う。

⑤ 「交通と環境」をテーマとする交通アドバイザー会議の開催

交通施策全般に係る利用者・消費者のニーズを把握し、各種施策への反映及び交通サービスの改善等に資するため、近畿全府県で交通アドバイザー会議を開催する。

(2) モビリティ・マネジメントの推進

① モビリティ・マネジメント施策（MM施策）の推進

環境負荷の軽減や公共交通機関への利用転換等、MM施策に係る期待は大きくなっている。今後、新たにMM施策を検討しようとする自治体等が増加すると考えられることから、『関西

I. 地球温暖化問題への取り組み

モビリティ・マネジメント研究会』を通じ、自治体、NPO等からの取組事例報告等情報交換を行うことにより、より効果的な施策が展開できるよう積極的な支援を行う。

モビリティ・マネジメント(MM)

モビリティ・マネジメント(MM)とは、一人一人のモビリティ(移動)が社会にも個人にも望ましい方向に、自発的に変化することを期待する取組のことで、情報提供などのコミュニケーションを中心とした手法を活用します。
例えば、ある地域において、過度の自動車に頼る状態から公共交通や自転車などを利用する方向に自発的に変化させるようコミュニケーションを中心に人々に働きかけを行う交通施策のことをいいます。

通勤MM



住民(転入者を含む)MM



学校教育MM



<施策の効果>



○環境改善 ○道路混雑緩和 ○地域活性化 ○健康増進 ○安全確保

→環境や健康にやさしい、賑わいのある公共交通中心の社会の形成

モビリティ・マネジメントの代表的なコミュニケーション施策として、TFP(トラベル・フィードバック・プログラム)と呼ばれる施策が挙げられます。複数回の個別的なやり取りを通じて、対象者に交通行動の自発的な変容を期待する施策です。

	フルセットTFP	簡易TFP	ワンショットTFP
第1ステップ	事前調査	事前調査	
第2ステップ	コミュニケーションアンケート調査	コミュニケーションアンケート調査	コミュニケーションアンケート調査
第3ステップ	事後調査		
第4ステップ	行動内容をフィードバック		

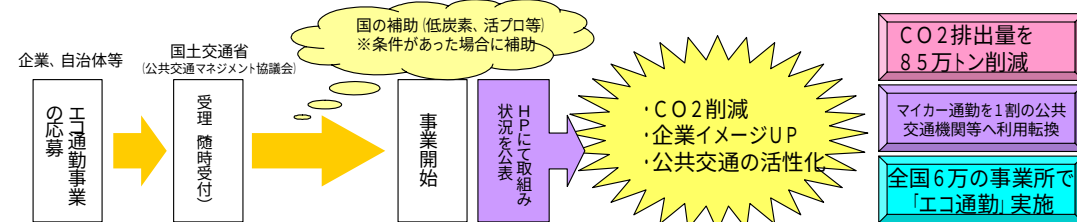
② エコ通勤の推進(職場交通マネジメントの推進)

『『エコ通勤』促進行動計画』(平成19年11月20日、公共交通利用推進等マネジメント協議会)に基づき、エコ通勤の施策展開が出来るよう自治体及び事業所への積極的な支援を行う。

モビリティ・マネジメントによる「エコ通勤」の推進

「エコ通勤」とは

従業員の通勤手段をマイカーから公共交通や自転車などに転換することを促す取組です。



I. 地球温暖化問題への取り組み

(3) モーダルシフト、物流の効率化等

環境負荷を低減させるための新たな物流システムの形成を目指し、以下の施策を推進する。

① グリーン物流の推進

平成 18 年度よりスタートしたグリーン物流パートナーシップ推進事業（普及事業）について、「関西グリーン物流パートナーシップ会議」により普及・発掘に取り組む。

また、荷主企業やトラック事業者に対し、機会ある毎に鉄道やフェリー・RORO船利用の環境面での優位性をPRし、鉄道・海上輸送への転換を推進する。

② 流通業務総合効率化事業の推進

関西圏における効率的で環境負荷の小さい物流の構築を目指し、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」の普及及び効率化計画の認定を行う。

③ 都市内物流効率化施策の推進

都市内においては、貨物自動車の路上荷捌きが交通渋滞や歩行者の安全な通行の阻害要因となり、荷捌きスペースの不足に対する対応策が必要となっている。また、平成 18 年 6 月に施行された改正道路交通法による駐車取締り強化により、この課題がさらに大きなものとなっており、都市内物流の効率化を図るため、地域の関係者が対応策の検討を行う場としての協議会等の設立や課題の抽出、解決策の検討のための調査等に対する支援を行う。

④ 物流効率化を支える人材育成の推進

3PL（サード・パーティ・ロジスティクス）人材育成研修をはじめとする人材育成のための各事業について、関係者への周知、講師の派遣等を行う。

⑤ 物流効率化にかかる調査及び事業

「京都市中央卸売市場物流効率化連絡会」では、当卸売市場における物流効率化を促進するため、市場内の共同配送システム活用の推進を行っており、その利用拡大のため、仲卸事業者に対して必要性や問題点の確認を行うとともに、他市場での成功例等との比較検討を行う。

(4) 環境に優しい事業運営の推進

① 運送事業者のグリーン経営の推進

グリーン経営推進マニュアルを周知するとともに、運送事業者に対しグリーン経営認証制度の普及を図る。

当面、平成 22 年度末までに運送事業者の 10%に相当する事業者がグリーン経営認証を取得することを目指して、関係団体等と連携して普及促進に努める。



自動車運送関係事業者

<具体的推進事項>

- ・環境保全のための仕組み・体制の整備
- ・エコドライブの実施
- ・低公害車の導入
- ・自動車の点検・整備
- ・廃車・廃棄物の排出抑制、適正処理及びリサイクルの推進

海事関係事業者

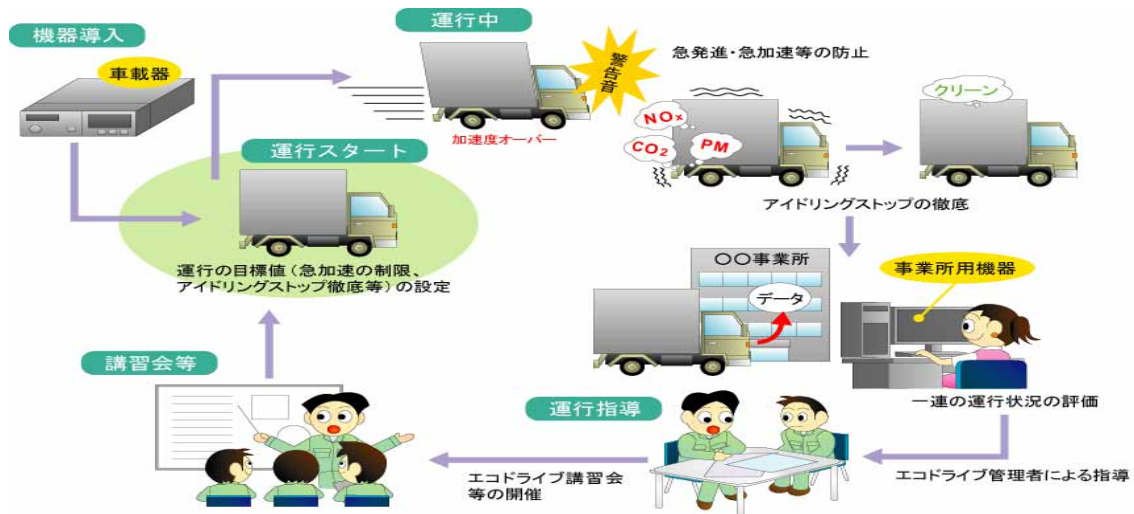
<具体的推進事項>

- ・環境保全のための仕組み・体制の整備
- ・エネルギー効率の向上
- ・大気汚染物質の抑制のための取組み
- ・船舶及び施設等の整備・点検
- ・廃棄物の排出抑制、適正処理及びリサイクルの推進

I. 地球温暖化問題への取り組み

② EMS（エコドライブ管理システム）の普及・支援

自動車運送事業者等のエコドライブを推進するため、経済産業省との連携のもと、NEDOの「エネルギー使用合理化事業者支援事業」の補助制度を活用して、エコドライブ管理システム（EMS）の導入・支援を実施するとともに、補助制度の広報等を積極的に行う。



③ 自動車整備事業者等に対する顕彰

循環型社会形成に向け、環境対策に積極的に取り組んでいる事業場等を表彰し公表する「環境保全優良自動車関連事業場等表彰制度」が、より一層多くの事業場等に拡大されるよう推進を図る。

④ 優良自動車運送事業者に対する顕彰

平成13年5月に創設した優良自動車運送事業者表彰制度に基づき、低公害車の導入、ISO14001・グリーン経営認証の取得など自動車運送事業を通じて環境対策等の社会貢献を果たしている自動車運送事業者を表彰することにより、環境負荷低減の啓蒙を図る。

⑤ スーパーエコシップ等のエネルギー使用合理化船舶導入の推進

電気推進システムを採用し、環境に優しく経済的な船舶（スーパーエコシップ（SES））の建造を促進するとともに、その他エネルギー使用合理化船舶の導入を推進することにより、物流効率化と地球温暖化対策等の環境負荷低減を促進し、内航海運の活性化を図る。

⑥ 環境対策支援セミナーの開催

神戸運輸監理部では、物流事業者を対象に、環境対策支援セミナーを開催し、温室効果ガスの削減につながるよう、省エネ対策の推進を図る。

(5) 交通分野での環境保全に貢献のあった方々への顕彰制度の創設

交通分野における環境対策の一層の進展を図るため、環境保全に著しく貢献のあった方々に対し、近畿運輸局長及び神戸運輸監理部長による表彰を行う。

I. 地球温暖化問題への取り組み

(6) 総合学習等による啓発活動の推進

① 総合学習講座及び出前講座

1) 近畿運輸局の取組

別表のテーマで、小・中学校の総合学習を支援する取組を進める。

また、観光、物流、環境、交通バリアフリー、鉄道、自動車、海運などのテーマで小・中・高・大学生や一般市民を対象とした出前講座のとりくみを進める。



(総合学習)

	No.	講 義 名	講義時間	対象者	人数
組織	1	運輸局ってなに？ なにしてるん？ (こんなんしてますよ～)	1 時限	小学生 中学生	1 クラス
観光	2	私たちの旅行	1 時限	小学生 中学生	1 クラス
物流	3	物流ってなーに？	1 時限	小学生 中学生	1 クラス
	4	倉庫の種類と果たす役割	1 時限	小学生 中学生	1 クラス
	5	港でのいろいろな作業	1 時限	小学生 中学生	1 クラス
環境	6	わたしたちができる地球温暖化対策	1 時限	小学生 中学生	1 クラス
	7	低公害トラックってなに？	1 時限	小学生 中学生	1 クラス
	8	排気ガス実験 ～環境にやさしい低公害自動車～	1 時限	小学生 中学生	1 クラス
バリア フリー	9	交通バリアフリーってなに？ (心のバリアフリーもあるよ)	1 時限	小学生 中学生	1 クラス
鉄道	10	鉄道の日のおはなしと近畿の駅紹介	1 時限	小学生	1 クラス
	11	走れ！トレイン トレイン 鉄道のしくみと安全	1 時限	小学生 中学生	1 クラス
	12	踏切道での安全について	1 時限	小学生 中学生	1 クラス
自動車	13	バスに乗ろう ～人と環境にやさしいバス交通～	1 時限	小学生 中学生	1 クラス
海運	14	船が出来るまで	1 時限	小学生 中学生	1 クラス

I. 地球温暖化問題への取り組み

	15	船舶の航行の安全を守る	1 時限	小学生 中学生	1 クラス
	16	よし！ 船員になろう	1 時限	小学生 中学生	1 クラス

(施設見学)

	No.	講 義 名	講義時間	対象者	人数
鉄道	1	鉄道の検査状況、検査施設の見学	1 時限	小学生 中学生	1 クラス
自動車	2	自動車の点検・整備と自動車検査等について	1 時限	小学生 中学生	1 クラス
海運	3	大型フェリーってどんなん？	1 時限	小学生 中学生	1 クラス

2) 神戸運輸監理部の取組

別表のテーマで、小・中・高・大学生や一般市民を対象とした出前講座・施設見学の取組を進める。

(出前講座)

	No.	講 座 名	対象者
総合	1	ものをはこぶ・ひとはこぶ	小学生
海運	2	船ができるまで	小学生
	3	船員さんの仕事	小学生
	4	船乗り“とんとん”と海の安全と環境を守る仲間たち	小学生
	5	内航海運の役割と船員になるには	中学生
自動車	6	自動車のはなし	小学生 中学生
	7	不正改造の防止について ～不適切な改造を施した自動車は、社会の迷惑となっています～	高校生
バリアフリー	8	公共交通機関のバリアフリー化について	小・中・高校生 大学生・一般市民
環境	9	地球温暖化問題への対応について	
物流	10	神戸港の役割について	

(施設見学)

兵庫県内の見学可能な運輸関連施設(22 施設)について、その概要を紹介し、神戸運輸監理部を通して見学会を実施している。

I. 地球温暖化問題への取り組み

② エコドライブの啓発

イベントやフェアにおいて一般ドライバーを対象にエコドライブの啓発を行う。

エコドライブ 10 のすすめ

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1 ふんわりアクセル「e スタート」 | 6 暖機運転は適切に |
| 2 加減速の少ない運転 | 7 道路交通情報の活用 |
| 3 早めのアクセルオフ | 8 タイヤの空気圧をこまめにチェック |
| 4 エアコンの使用を控えめに | 9 不要な荷物は積まずに走行 |
| 5 アイドリングストップ | 10 駐車場所に注意 |

3. 輸送分野におけるエネルギー使用の合理化の推進

(1) 改正省エネルギー法による省エネ対策の推進

運輸部門から排出されるCO₂削減に向け、平成18年4月1日に施行された「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律」（改正省エネルギー法）に基づき、特定輸送事業者指定された一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者には省エネ措置の中長期計画及びエネルギー使用量等の定期報告書の提出が義務付けられている。また、特定輸送事業者と同様、一定規模以上の荷主企業に対しても省エネの取組について、計画書及び定期報告書の提出が義務付けられている。

今後は、特定輸送事業者及び特定荷主の省エネに向けた取り組み状況を調査するとともに、その取り組み内容を事業者間で共有させることにより省エネ措置の確実な実施を図っていく。

II. 大気汚染問題への取り組み

II. 大気汚染問題への取り組み

自動車等から排出される窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）による大気汚染については、排出規制等の施策により改善傾向にあるが、大都市地域においては依然として厳しい状況にあり、その解消に向けた施策が求められている。

このような状況において、CNGトラック・バス等の導入や、「自動車NO_x・PM法」に基づく事業者の指導、街頭検査による整備不良車の排除等により、大気汚染の解消を図る。

その他、船舶からの排出ガスによる大気汚染対策として船舶検査等を実施する。

1. CNGトラック・バス等の導入促進

(1) 低公害車普及促進対策費補助制度等による導入促進

近畿エコ・トラック推進協議会の活動を中心に、CNG車等低公害車の普及活動を行う。

新規事業者指導講習会等において、低公害車普及促進対策費補助制度等の周知をはかり、CNG車等低公害車の導入促進につなげる。

CNG車普及促進モデル事業実施地域として指定を受けている平成17年度の西宮市（本年度より2年間実施期間を延長）、平成18年度の関空・りんくう地域及び平成19年度の尼崎市に加えて、新たに八尾市、和歌山市、福知山市の指定を行い、同補助制度を活用してCNG車の普及促進を図るとともに、近畿一円の黒煙ゼロの街づくりをめざし、実施エリアの拡大を図るため平成20年3月に設置した「近畿黒煙ゼロ推進連絡協議会」を通じ、自治体・企業等と情報交換を図りながら推進する。

モデル事業実施地域の平成20年度CNG車導入目標

西 宮 市	関空・りんくう	尼 崎 市
15 台	34 台	35 台

低公害車の導入に対する補助



補助対象(※1)		補助率
新車の導入	CNGバス・トラック	通常車両価格との差額の1/2
	認定ハイブリッドバス・トラック(※2)	
使用過程車のCNG車への改造		改造費の1/3

(※1) 最低台数要件 バス:2台 トラック:3台
ただしグリーン経営認証制度の認証等を取
得した中小企業(資本金3億円以下又は従
業員300人以下)は1台でも可

(※2) 新長期基準よりNO_x10%・PM50%低
減した車両として、低排出ガス車認定制
度における認定を取得した車両に限る



II. 大気汚染問題への取り組み

近畿管内事業用CNGトラック・バスの保有台数（各年度末現在） 単位：台

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
トラック	1,733	2,087	2,435	2,824	3,180
バス	177	210	241	266	281

注）トラックには特種車を含む

税制措置（平成20年度政府案を含む）

・旧型ディーゼル車の代替を促進するための特例措置

自動車NO_x・PM法に基づく排出基準適合車、かつ、最新の自動車排出ガス規制適合車に
廃車代替した場合の自動車取得税の特例措置（対策地域内に限る）：1.2%軽減
（平成19年4月1日～平成21年3月31日）

・ディーゼルトラック・バス等に係る自動車取得税の特例措置

車両総重量3.5tを超えるディーゼルトラック・バス等のうち重量車燃費基準を達成し、かつ、平成21年自動車排出ガス規制に適合：2.0%軽減
ただし、車両総重量12t超のものについては、平成21年10月1日以降：1.0%軽減
（平成20年4月1日～平成22年3月31日）

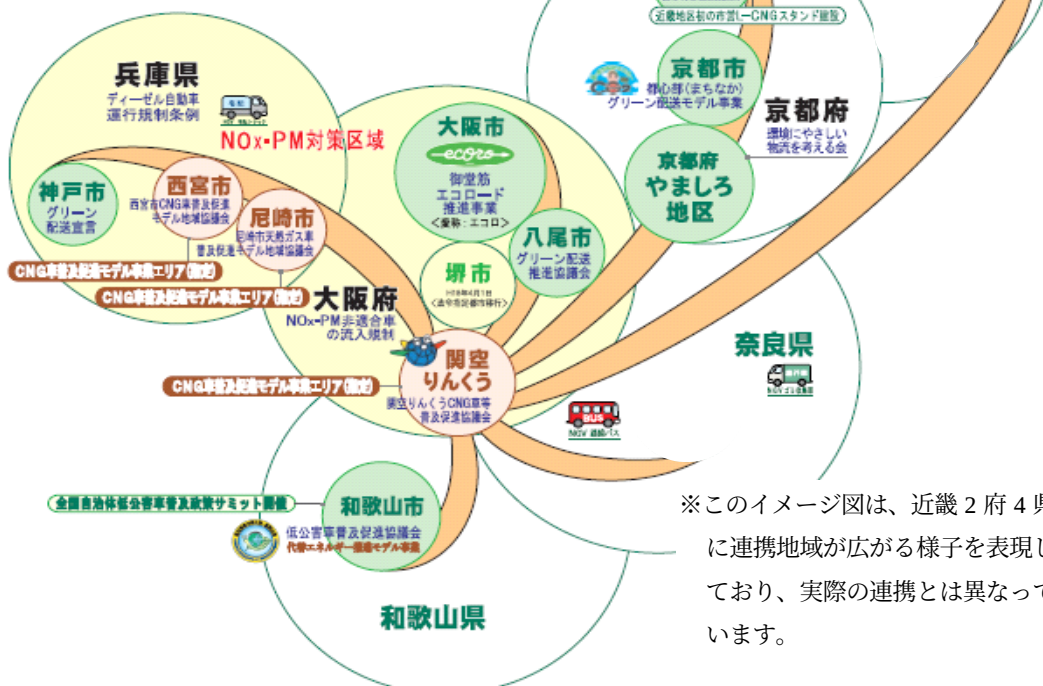
・最新排出ガス規制適合ディーゼル乗用車に係る自動車取得税の特例措置

平成21年自動車排出ガス規制に適合したディーゼル乗用車：1.0%軽減
ただし、平成21年10月1日以降は0.5%軽減
（平成20年4月1日～平成22年3月31日）

<点から面へ！近畿連携構想のイメージ図>

近畿地区広域 黒煙ゼロの街づくりをめざす！

「CNG車普及促進モデル事業」の実施エリアの連携拡大



※このイメージ図は、近畿2府4県に連携地域が広がる様子を表現しており、実際の連携とは異なっています。

II. 大気汚染問題への取り組み

(2) CNGスタンドの設置及び利用促進

近畿エコ・トラック推進協議会及び関係自治体等と連携し、既存のCNGスタンドの利用促進を図る。

CNG車普及促進モデル事業実施地域として指定を受けた西宮市、関西国際空港・りんくう地域及び尼崎市を始めとして、管内各地でのCNGスタンドの整備及びサービス向上策を各協議会及び「近畿黒煙ゼロ推進連絡協議会」において検討する。

近畿管内CNGスタンドの設置状況

(平成20年3月現在)

滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	和歌山県	奈良県	計
2	8	36	14	2	2	64

(3) 普及啓発活動の推進

近畿エコ・トラック推進協議会の活動予定

(新規事業)

- ・自動車環境サミット（仮称）を開催し、低公害車等の普及促進につなげる。

(継続事業)

- ・低公害車普及促進に関する説明会及び展示・試乗会等の実施
- ・低公害車普及啓発ツールの作成
- ・近畿エコ・トラック推進協議会ホームページの更新・充実
- ・荷主団体等に向けた低公害車普及促進に関する出前講座の実施
- ・低公害車PRコーナーの常設

近畿エコ・トラック推進協議会

設置：平成10年8月

目的：

低公害トラックの導入・共同輸配送の促進等による環境にやさしいトラック事業の構築

構成：

近畿運輸局、近畿2府4県と4政令都市、各府県トラック協会

2. 自動車NO_x・PM法に基づく事業者指導の実施

自動車NO_x・PM法に規定された一定規模以上の運輸事業者等に課せられている自動車使用管理計画書及び同実績報告書の提出を促進するため、機会ある毎にNO_x・PM法の周知を行うとともに未提出事業者に対し督促による指導を行う。

提出された自動車使用管理実績報告書を集計し、同報告書に記載されたデータにより、低公害車の導入促進と適正運転の指導に活用する。

自動車使用管理計画書

対象事業者：自動車NO_x・PM法の対策地域内に30台以上の自動車を使用する自動車運送事業者

内容：NO_x・PMの排出量の計算、低公害車導入、車両走行量の削減、排出量の目標・適正運転の実施等の計画

計画期間：平成18年度～平成21年度

II. 大気汚染問題への取り組み

自動車NO_x・PM法の改正（平成20年1月1日施行）

自動車から排出される窒素酸化物（NO_x）及び粒子状物質（PM）の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号。以下「自動車NO_x・PM法」）は、NO_xやPMによる大気汚染が著しい都市部での大気環境の改善を目指すものである。これまで、首都圏、愛知・三重圏、大阪・兵庫圏にある市区町村を窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域（以下「対策地域」）に指定し、自動車から排出されるNO_x及びPMの排出総量の削減に取り組んできた。これにより、大都市地域における自動車交通に起因するNO_x及びPMによる大気環境は改善傾向にある。

しかしながら、大都市地域内の一部の地区においては、自動車交通の集中等により、大気環境の改善が阻害されており、長期間にわたり二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準が達成されていない状況にある。また、このような地区における大気汚染の一因として、対策地域の外から対策地域の中に流入する自動車からの影響も指摘されている。そのため、自動車NO_x・PM法を改正し、局地汚染対策及び流入車対策を講ずることとした。

局地汚染対策の概要

(1) 重点対策地区の指定

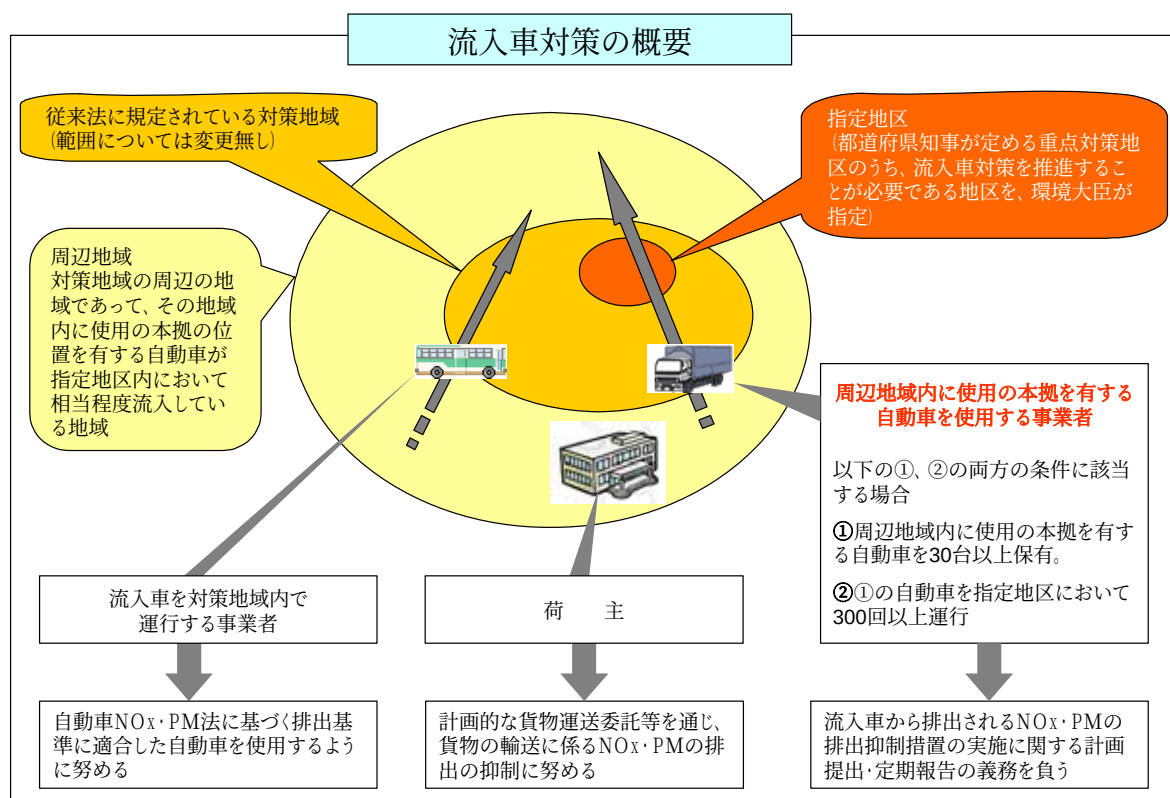
都道府県知事は、対策地域内で大気汚染が特に著しく、局地汚染対策を計画的に実施する必要がある地区を重点対策地区として指定。

(2) 重点対策計画の策定

都道府県知事は、指定した重点対策地区に関する重点対策計画を策定し、当該重点対策地区における自動車排出窒素酸化物等による大気汚染の防止を図るための局地汚染対策を重点的に実施。

(3) 特定建物の新設に関する措置

重点対策地区内に新たな交通需要を生じさせる建物を新設する者は、自動車排出窒素酸化物等の排出抑制のための配慮事項等を届け出て適正な配慮を実施。



Ⅱ. 大気汚染問題への取り組み

3. ディーゼル車の点検の実施等

(1) ディーゼルクリーン・キャンペーンの実施

(重点実施期間：6月及び10月)

① ディーゼル車の黒煙及び不正軽油燃料を重点項目とした街頭検査の実施

不正改造車排除の観点等から燃料噴射ポンプの封印チェック等の街頭検査を実施するとともに点検整備の重要性を説明・指導する。



② 自動車運送事業者による自主点検の実施

エア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等の清掃等を重点的に実施する。

③ 自動車整備事業者による入庫車の点検

テスター等で黒煙測定及びエア・クリーナ・エレメント等の点検整備を重点的に実施する。

④ オパシメータを使用したディーゼル車の排出ガス検査の実施

近年の排出ガス規制の強化によりディーゼル車の黒煙がほとんど排出されなくなっており、従来の黒煙測定器（ろ紙式）では軽油、潤滑油の未燃焼分である青煙等の有機性可溶成分（SOF成分）の測定は困難であることから、平成19年9月以降の新型認証検査から光透過式黒煙測定器（オパシメータ）によりPM（粒子状物質）測定を行うこととなっている。それにともない街頭検査においてもオパシメータを使用し青煙等の検査も実施していく。

⑤ 迷惑黒煙相談窓口を活用した自動車使用者等の指導

運輸支局等に設置された迷惑黒煙相談窓口（平成14年7月設置）に寄せられた情報に基づき、自動車使用者に対し、文書（ハガキ）により自主点検の啓発を行うとともに改善状況の確認を実施する。

(2) 市民黒煙モニター制度の活用

近畿運輸局と地方自治体が連携して設置したモニター制度（大阪府は平成14年6月、兵庫県は平成13年6月設置）に基づき、黒煙を著しく排出しているとして通報された自動車使用者に対し、文書（ハガキ）により自主点検の啓発を行うとともに改善状況の確認を実施する。

なお、近年のディーゼル排出ガス規制の強化によりモニターからの通報件数が減少する中、他府県からのNOx・PM法不適合車の流入が増加しているため、平成20年度においても、モニター制度をフルに活用し悪質ユーザーの指導、迷惑黒煙の改善に取り組む。

※モニター委嘱数：大阪 100名、兵庫 12名

Ⅱ. 大気汚染問題への取り組み

4. 街頭検査の実施

自動車社会の秩序維持と安全確保、環境の保全のため、定期的に街頭検査を行い、整備不良車や不正改造車の排除を目指す。

特に、大気汚染問題への取り組みとして、ディーゼル車の黒煙検査や燃料検査に重点を置き、積極的に取り組むこととする。



5. 国道43号等の沿道における環境改善

国道43号等の沿道における公害問題の代表的な訴訟である「尼崎大気汚染公害訴訟」については、平成12年1月の神戸地裁判決を受けて、同年12月に和解した。その後、大型車の交通の転換が図られていないなど和解条項不履行として平成14年10月にあっせん申請がなされ、平成15年6月に、①大型車の交通量低減のための調査、②環境ロードプライシングの試行内容の充実、③大型車交通規制の可否の検討要請、を実施することなどを内容とするあっせんが成立した。

近畿運輸局としては、国道43号等の沿道における環境改善を図るため、CNGトラック・バス等の導入促進、NO_x・PM法に基づく事業者指導等とともに、以下の取り組みを実施する。

(1) 尼崎地区ディーゼル車排ガスクリーンキャンペーンの実施

国道43号周辺地域においては、関係行政機関とともに「尼崎地区ディーゼル車排ガスクリーンキャンペーン」として毎月2回の街頭検査を計画し積極的に取り組んでいる。

近年、国道43号線尼崎地区の交通環境はかなり改善されてきているが、20年度においても毎月2回の街頭検査を計画し、更なる環境改善に取り組む。



(2) 迂回運行の要請

関係行政機関等と連携して「国道43号・阪神高速神戸線における大気汚染改善に向けた交通需要軽減キャンペーン」を展開し、トラック事業者・団体に対し阪神高速湾岸線への迂回を要請していく。

(3) 幹線沿道交通環境改善促進に向けた取り組み

兵庫県等の協力を得て、阪神地区の幹線沿道の環境改善を図るため、神戸・西宮・尼崎にある協同組合傘下の企業に対して物流共同化及び自営転換促進に関するアンケート調査を実施するとともに賛同企業による実証実験を行い、また過去5年間の調査を総括するとともに、調査成果を活用したリーフレットを作成し、協同組合等に自営転換促進を促す。

6. 船舶からの大気汚染物質の排出規制業務の円滑な実施

外国籍船に対して実施するポートステートコントロールにおいて、大気汚染防止設備等の検査対象となる総トン数400トン以上の船舶に対して、大気汚染防止設備及び燃料油の適合性に関する検

Ⅱ．大気汚染問題への取り組み

査を実施する。

海洋汚染等防止法に基づき船舶からの排出ガスによる大気汚染対策として、機関維持管理状況の確認の他、オゾン層破壊物質を含む設備の新規使用を禁止するため、定期的検査時に立入検査を行う。また、船用ディーゼルエンジン製造事業者に対して、情報交換等の機会において指導を図る。

III. 循環型社会の形成に向けた取り組み

III. 循環型社会の形成に向けた取り組み

循環型社会の構築に向けては、廃棄物の発生の抑制や資源の再使用、再利用を進め、資源循環の環を形成することが重要であるため、自動車リサイクル、FRP船リサイクルを推進するとともに、環境負荷低減型の静脈物流システムの構築を目指し、国の関係機関、地方自治体との連携・協力を図りながら、以下の対策に重点的に取り組むこととする。

1. 自動車リサイクルの円滑な推進

(1) 自動車登録関係業務の円滑な実施

自動車リサイクル法の施行に伴う新抹消登録制度の適正な運用を図り、関係行政機関とも連携し、使用済み自動車の不法投棄の防止や資源のリサイクルに努めてきたところであるが、本年度においても引き続き永久抹消登録び解体届出に伴う自動車重量税還付金が迅速かつ確実に所有者等に還付されるよう関係機関と連絡を密にする。

自動車リサイクル法

(「使用済自動車の再資源化等に関する法律」平成14年7月公布、同17年1月1日施行)

概 要

- ・自動車製造業者を中心とした関係者の役割分担
- ・自動車所有者のリサイクル料金の負担
- ・電子マニフェスト（移動報告）制度の導入による情報管理システムの構築

道路運送車両法の改正（平成14年7月公布、同17年1月1日から施行）

概 要

- ・登録自動車の永久抹消登録（法第15条）及び一時抹消後の解体届出（法第16条）は、自動車リサイクル法の使用済自動車の処理状況を報告した「移動報告（電子マニフェスト）」の情報により適正な解体処理が確認されたものについて行う。

(2) 自動車整備事業者における対応

① 自動車整備におけるリサイクル部品の利用促進

自動車リサイクル部品情報の充実、リサイクル部品の安全評価・粗悪部品の排除を目的とした「自動車リサイクル部品の利用促進のためのガイドライン」の関係者への周知を図る。

また、「環境に優しい自動車関連事業推進協議会」の活動等を通じ、引き続きリサイクル部品の利用促進を図る。

なお、平成17年1月のリサイクル法の本格施行に伴い、自動車リサイクルを適正かつ円滑に実施するため自動車整備事業者に課された役割の着実な履行とリサイクル部品の利用促進を指導する。

III. 循環型社会の形成に向けた取り組み

自動車リサイクル部品の利用促進のためのガイドライン（国土交通省平成14年3月公表）

概 要

自動車整備事業者等がリサイクル部品を調達する際の注意事項、リサイクル部品の品質確保のための確認事項、自動車ユーザーへの対応事項についてとりまとめたもの。

- ・リサイクル部品発注時、部品供給事業者への正確な情報（自動車検査証及びコーション記載事項等）の伝達
- ・リビルト（再生）部品使用時、部品供給事業者のリビルト作業内容の確認（部品の分解、修理、検査等）
- ・リユース（再利用）部品利用時の最低限実施すべき点検項目の確認
- ・リビルト部品及びリユース部品の保証期間、保証内容の確認
- ・自動車整備事業者等が自動車ユーザーへ果たす役割

② 自動車分解整備事業者等に対する業者登録の指導

自動車整備事業者に対し、引取業者及びフロン類回収業者として登録の上、自動車リサイクル法に基づき適正処理を実施するよう指導していく。

フロン回収破壊法

（「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」

平成13年6月公布、自動車のフロン類の回収・破壊については同14年10月1日から施行）

概 要

- ・自動車に搭載されているエアコンディショナー（第2種特定製品）の引取り及びフロンの回収を業として行おうとする者は、知事の登録が必要
- ・第2種特定製品引取業者及び第2種フロン類回収業者等は、自動車フロン類管理書の保存が必要
- ・自動車を運行の用に供する者は、フロン類の回収・破壊等に伴う費用を負担

2. FRP船リサイクル



① FRP船リサイクルの啓発活動

平成19年度に当りサイクルシステムが全国展開され、関西地区廃船処理協議会においても、当りサイクルシステムが円滑に推進されるよう、引き続き関係者間で協議・調整を行うとともに、イベント等も含めた一般ユーザーへの周知啓発に取り組む。

（平成20年度リサイクルシステム利用目標隻数 75隻）

IV. 海洋汚染対策・プレジャーボート関係環境対策

海洋汚染の防止については、国内はもちろんのこと、各国が協調して取り組むことにより、十分な効果が期待できるものであり、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」や国際条約（海洋汚染防止条約）に基づいた規制がなされている。

近年、タンカーによる大規模な油流出による海洋汚染事故は世界的な環境問題となっており、海洋環境の保全をより一層確実にするため、国際条約の改正によりタンカーのダブルハル（二重船殻）化の早期導入など、対策が推し進められ、また、放置座礁船対策として入港する外航船舶にP I 保険の加入を義務付けているところであるが、海洋環境に係わる諸問題の解決に向けて以下の対策を重点的に取り組むこととする。

1. 海洋汚染問題への取り組み

① ポートステートコントロール（P S C）の強化

海難等により環境に与える影響がより重大なタンカー及び危険物ばら積み船や、環境汚染の原因となる海難事故を引き起こしやすい老朽船、欠陥率の高い国籍の船舶及び海外に売船される中古船舶に重点をおいたP S Cを行う。

実施目標隻数：813 隻（近畿運輸局 448 隻 神戸運輸監理部 365 隻）

② 海洋汚染防止設備の立入検査の実施

内航船等に立ち入り、海洋汚染防止設備の保守・管理状況及び廃油の処理・管理状況の検査を実施する。

③ 廃油処理事業者への指導

船舶運航に伴い生じた廃油を処理する廃油処理事業者に対し、廃油処理施設への立ち入り等により、廃油の適正な処理が行われるよう指導する。

④ 油濁防止管理者養成講習の実施

船舶からの油の不正な排出の防止に関する業務の管理を行う、「油濁防止管理者」を養成する講習を実施する。

⑤ 入港外航船舶へのP I 保険加入状況の確認及び立入検査等の実施

船舶油濁損害賠償保障法に基づき、我が国に入港する総トン数 100 トン以上の外航船舶には、P I 保険の加入が義務づけられている。

このため、管内に入港する外航船舶に対しては、港湾管理者、海上保安部等と連携を密にし、船主に対して責任の履行及び海洋汚染防止対策について引き続き指導の強化を図る。

実施目標隻数：813 隻（近畿運輸局 448 隻 神戸運輸監理部 365 隻）

IV. 海洋汚染対策・プレジャーボート関係環境対策

2. プレジャーボート関係環境対策

水上バイク等プレジャーボートからの排気ガスによる水質汚染や騒音問題等に対応するため、近畿地域プレジャーボート対策連絡会議・兵庫県舟艇利用振興対策会議での意見・情報交換や現地実態調査により現状の把握に努めるとともに、ユーザー等への啓発活動を行う。

- ・淀川一津屋地区の水上バイク等の排気ガスによる水質汚染問題等に対応するため水質影響調査を引き続き行なう。
- ・近畿地域プレジャーボート対策連絡会議を通じ、関係官庁・自治体等と連携をとり環境対策について議論を行なうとともに、国土交通省の策定した自主ルール策定マニュアルに基づく一津屋地区以外での自主ルールの策定を推進し環境負荷の低減に努めるとともに各種イベント等においても環境問題の啓発活動を図っていく。
- ・「海の駅」等においてルール・マナーの向上について広報等を行ない、水質・騒音等環境問題の改善を図っていく。

お問い合わせ先

【近畿運輸局交通環境部 環境課】

〒540-8558

大阪府中央区大手前4-1-76

大阪合同庁舎第4号館

電 話 06(6949)6466

FAX 06(6949)6169

ホームページ <http://www.kkt.mlit.go.jp/>

【神戸運輸監理部総務企画部 企画課】

〒650-0042

神戸府中央区波止場町1-1

神戸第2地方合同庁舎

電 話 078(321)3144

FAX 078(321)3474

ホームページ <http://www.kbm.mlit.go.jp/>